

平成22年9月17日

1. 出席議員

議長 牟田勝浩
1番 朝長 勇
3番 上田雄一
5番 山口良広
7番 宮本栄八
9番 石橋敏伸
11番 上野淑子
13番 山崎鉄好
16番 小柳義和
20番 川原千秋
22番 松尾初秋
24番 谷口攝久
26番 江原一雄

副議長 小池一哉
2番 山口 等
4番 山口裕子
6番 松尾陽輔
8番 石丸 定
10番 古川盛義
12番 吉川里巳
14番 末藤正幸
19番 山口昌宏
21番 杉原豊喜
23番 黒岩幸生
25番 平野邦夫

2. 欠席議員

17番 吉原武藤

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 筒井孝一
次 長 松本重男
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 森 正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
政	策	部	角			眞
営	業	部	渕	野	尚	明
営	業	部	伊	藤	元	康
営	業	部	林		和	幸
く	ら	し	古	賀	雅	章
こ	ど	も	馬	渡	公	子
ま	ち	づ	森		信	公
技			松	尾		定
山	内	支	牟	田	泰	範
北	方	支	川	内	野	英
会	計	管	國	井	雅	裕
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
総	務	課	松	尾	満	好
財	政	課	中	野	博	之
選	挙	管	大	宅	敬	一
監	査	委	大	曲	洋	一
農	業	委	西	村	益	生

議 事 日 程 第 7 号

9月17日（金）10時開議

日程第1	第62号議案	字の区域の変更について（武雄都市計画事業武雄北部土地 区画整理事業）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採 決）
日程第2	第65号議案	平成22年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2 回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第3	第66号議案	平成22年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第1回） （福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第4	第67号議案	平成22年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第5	第63号議案	武雄市公共下水道武雄浄化センターの建設工事委託に関す る基本協定の締結について（建設常任委員長報告・質疑・ 討論・採決）
日程第6	第68号議案	平成22年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）（建設 常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第7	第64号議案	平成22年度武雄市一般会計補正予算（第5回）（所管常任 委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第8	第71号議案	平成22年度武雄市一般会計補正予算（第6回）（福祉文教 常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第9	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について（質疑・所管常任委員 会付託省略・討論・採決）
日程第10	諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について（質疑・所管常任委員 会付託省略・討論・採決）
日程第11	決議第1号	市民病院民間移譲に関する決議（趣旨説明・質疑・所管常 任委員会付託省略・討論・採決）
日程第12	閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）	（議決）

開 議 10時3分

○議長（牟田勝浩君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました諮問第4号及び第5号並びに議員から提出されました決議第1号

を追加上程いたします。

それでは、総務、産業経済、福祉文教、建設の各常任委員会へ付託しておりました議案の審査終了の報告が各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1 第62号議案

日程第1. 第62号議案 字の区域の変更について（武雄都市計画事業武雄北部土地区画整理事業）を議題といたします。

本案は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、総務常任副委員長の報告を求めます。山口良広総務常任副委員長

○総務常任副委員長（山口良広君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第62号議案 字の区域の変更についての審査内容と結果について報告いたします。

本議案は、武雄都市計画事業武雄北部土地区画整理事業施行区域内の字の区域の変更で、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、今回の字の区域の変更の目的はどのようなものかとの質疑があり、執行部からは新幹線西九州ルートの子業の推進に伴い、区画整理事業の1工区の換地処分を行う必要があることから、その区域内の大字富岡、大字武雄となっている部分を大字昭和に変更するものであるとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第62号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第62号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第62号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2～第4 第65号議案～第67号議案

日程第2. 第65号議案 平成22年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）より、
日程第4. 第67号議案 平成22年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）まで

を一括議題といたします。

以上の3議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第65号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

第65号議案 平成22年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について報告いたします。

今回の補正は、老人保健医療費の拠出金の精算に伴う補正と特定保健指導の強化のために臨時看護師を増員するための補正であると説明を受けました。

これについては、武雄市が県下で糖尿病予備群が一番多いとのことであり、増員の必要性を全員認識したところでございます。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第66号議案に対する報告を求めます。

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

第66号議案 平成22年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第1回）についてでございます。

これは、平成19年度までだった老人保険特別会計の精算が、今年度まで残るということで、その精算に伴う補正です。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第67号議案に対する報告を求めます。

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

続きまして、第67号議案 平成22年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

についてでございます。

今回の補正は、後期高齢者医療連合会納付金の21年度精算金のほか、事務費等の補正であるとの説明を受けております。

本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。討論、採決は議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第65号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第65号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第65号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第66号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第66号議案の採決をいたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第66号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第67号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第67号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成……（「反対」と呼ぶ者あり）本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第67号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

反対の方は、討論のところで反対というふうに表明をしていただきたい。

日程第5～第6 第63号議案、第68号議案

日程第5. 第63号議案 武雄市公共下水道武雄浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の締結について及び日程第6. 第68号議案 平成22年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）を一括議題といたします。

以上の2議案は、建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第63号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第63号議案 武雄市公共下水道武雄浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の締結について報告いたします。

審議の内容といたしましては、日本下水道事業団へ建設工事委託をするもので、第二期工事分として概算事業費5億9,400万円であるとの説明を受けました。

委員からは、日本下水道事業団が工事を発注する場合は、地元業者を優先してほしい。また、今後は外部委託ではなく、市独自でできるように努力してほしいとの意見が出ました。

本件につきましては、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第68号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第68号議案 平成22年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）について御報告をいたします。

今回の補正の主なものは、若木町にある第2浄水場沈殿池の汚泥掻き寄せ機が故障したため、取り替え工事にかかる経費について、今年度と来年度の2カ年にかかる費用をお願いするものであるとの説明を受けました。

委員会としては現地視察を行い、現状を確認いたしました。耐用年数約10年に対して、2基とも14年を経過しているとの説明を受け、早急に取りかえ工事が必要であると判断いたしました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

1点だけ。耐用年数を過ぎるまで、そのままであったことについては論議はされたか。耐用年数を既に14年過ぎているとかいう報告がありましたけれども、それまで、じゃあ、なぜそうなおったか、論議はどういうふうになりましたか。

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

耐用年数が経過しておるのはわかっておりましたが、水の一番深いところにありますので、故障するまでわからなかったというのが現状だと思います。（「思うじゃいかん」と呼ぶ者あり）現状です。

○議長（牟田勝浩君）

古川委員長、論議したかどうか。論議しとらんぎ論議しとらんと。（発言する者あり）

○建設常任委員長（古川盛義君）（続）

すみません。耐用年数を超えた部分については論議をいたしておりません。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

水あかのことで水差すわけにはいかないですけども、論議がどうされたかということをお尋ねしましたので、論議をしていないのであれば、それ以上申し上げることはございません。

○議長（牟田勝浩君）

それは質疑ですか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）なしですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。討論、採決は議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第63号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第63号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第63号議案は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第68号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第68号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第68号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第64号議案

日程第7. 第64号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第5回）を議題といたします。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務常任副委員長
の報告を求めます。山口良広総務常任副委員長

○総務常任副委員長（山口良広君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第64号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第5
回）について、審査内容と結果について報告いたします。

本議案の主な質疑として、選挙費の減額は投票時間短縮による成果なのかと質問があり、
それに対し、投票時間2時間の短縮によるもので、人件費137万円が減額になっているとの
ことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

おはようございます。今議会で本委員会に分割付託されました第64号議案 平成22年度武
雄市一般会計補正予算（第5回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

委員会におきまして、企画費では九州新幹線鉄道建設について、事業の進捗と今後の計画
などを確認いたしました。

農林業費では中山間地域等直接支払事業、農地・水・環境保全（営農支援事業）対策事業
などの各補助金・交付金事業の説明を受け、各事業の内容、補助率、受益者負担率等につい
て確認をいたしました。

商工費では8年連続して宿泊者が減少していることから、特に宿泊客の増を図る取り組みについて、4つの補助事業が提案され、各事業の概要、交付先、そのほか各種事業、補助金について確認をいたしました。

あわせて農林施設災害復旧費においても農地、農業用施設及び農林地崩壊防止工事について説明を受けました。

委員からは、財政が厳しい中にあり、補助金をより多く獲得するために格段の努力をしてほしい旨の意見がございました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第64号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第5回）について、主な審査の内容と結果を御報告申し上げます。

3款．民生費では、山内支所へのオストメイトトイレの設置やグループホームへのスプリンクラーの施設整備補助などが計上されています。

委員からは、オストメイトトイレの場所について、わかりやすい表示を考えてほしいとの意見がありました。

また、10款．教育費では、i P a d（アイパッド）に関する経費、体育施設費では山内中央公園グラウンドトイレの改築や白岩ゲートボール場の拡充について説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に分割付託されました第64号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第5回）について報告いたします。

主な審議内容といたしましては、環境衛生費の「住宅用太陽光発電システム設置費補助金400万円」について協議いたしました。

執行部からは、「6月議会で600万円の補正を承認いただき、7月1日から募集を開始したところ、申し込みが殺到し、7月29日の61件目で600万円の予算に達したため、今回追加の予算をお願いするものである。」ということでした。

この説明に対し、委員から「7月29日以降はどう対応しているのか」との質問があり、仮受付という形で申し込みを受け付けているとの回答でした。

なお、将来予想が大変難しく、今回の補正額をも超えた場合は、再度、補正をお願いすることもあるかもしれないとの説明がありました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第64号議案の各所管の常任委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより第64号議案に対する討論を開始いたします。26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

第64号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第5回）について、反対の討論を申し上げます。

今回歳入歳出それぞれ10億2,763万6,000円が追加され、総額211億676万5,000円となりました。

今回の補正は、うち、前年度繰越金が8億8,961万4,000円が大きく占めています。

歳出を見ますと、歳出の中では、先ほど委員長報告にもありましたが、環境対策のための意識の高まりの中で、住宅用太陽光発電システム設置費補助金400万円など予算化されております。これを推進されていることは、今後ともさらに必要性があると考えます次第であります。

しかし、一方で、滞納整理指導委託料として60万円が組まれています。さらに医療費負担適正化事業事務補助員賃金として76万4,000円が計上されていますが、これについては反対を表明するものであります。当然、納税の義務は市民が果たさなければなりません。しかし、今日、長引く長期不況のもと、払いたくても払えないという国民健康保険料の問題は、まさに全国的大問題であります。執行部として、今後、国税徴収法、地方税法に基づいて、やるべきことを指摘したいと思う次第であります。

最後に、九州新幹線鉄道、武雄温泉―諫早間建設負担金1,753万3,000円が支出されていますが、新幹線問題については、いまだに世論を二分するものであり、不要不急の新幹線事業は中止すべきことを求めて、反対討論を終わる次第であります。（発言する者あり）失礼ですよ、市長。そんな野次飛ばして。この議場で。

○議長（牟田勝浩君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

賛成の立場から失礼のないように討論をしたいと思います。

ただいま反対されている方がおっしゃったように、九州新幹線鉄道の1,753万円の建設負担金が反対ということでございますけれども、これは国、県の負担金を外して武雄市の負担分30分の1の負担金が1,753万円ということでございます。

私、沿線の住民として、かかわっておりますけれども、住民の皆様方も、新幹線は必要であるという立場の中で、機構の方にも協力をされております。そういう中で、1,753万円が高いのか安いのか、住民訴訟が高いのか安いのか、皆さん方、御判断をいただき、私は賛成の立場から討論をいたしました。皆様方の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

ほかに討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第64号議案を採決いたします。本案は御異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に対する各所管の常任委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第64号議案は、各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第71号議案

日程第8. 第71号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第6回）を議題といたします。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、福祉文教常任委員長の報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第71号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第6回）に

ついてでございます。

今回の補正は、昨年に引き続き、国内におけるインフルエンザの再流行の可能性があるということで、中学生までの予防接種の負担軽減を目的に補正を組まれております。

助成の内容につきましては、高齢者への助成との整合性など、意見がいろいろ出ましたが、市として、いち早く取り組まれており、委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第71号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第71号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第71号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9～第10 諮問第4号～諮問第5号

日程第9. 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第10. 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

諮問第4号及び諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について、一括して御説明申し上げます。

諮問第4号につきましては、現委員の中村公茂氏の任期が平成22年12月31日をもって満了することに伴い、また、諮問第5号につきましても、現委員の蒲地弘子氏の任期が同日をもって満了することに伴い、引き続き中村さん、蒲地さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の御意見を求めるものでございます。

中村さん、蒲地さんの経歴につきましては、それぞれ添付いたしております資料のとおりであります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

諮問第4号及び諮問第5号に対する一括質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。諮問第4号及び諮問第5号は、所管の常任委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第4号及び諮問第5号は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論及び採決を行います。討論及び採決については、議案ごとに行います。

諮問第4号に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

諮問第4号を採決いたします。本件は何ら異議なき旨を市長に答申したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決定いたしました。

次に、諮問第5号に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

諮問第5号を採決いたします。本件は何ら異議なき旨を市長に答申したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決定いたしました。

日程第11 決議第1号

日程第11. 決議第1号 市民病院民間移譲に関する決議を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。12番吉川議員

○12番（吉川里己君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

決議第1号 市民病院民間移譲に関する決議につきまして、提出者を代表いたしまして趣旨説明をさせていただきます。

市民病院の移譲にかかわる住民訴訟につきましては、さきの6月定例市議会において、また、今回の9月の定例市議会におきましても、その多額にわたる訴訟経費が市に与える財政的、また、事業的な影響について、たびたび懸念が表明をされてきたところでございます。

武雄市議会としても、市民から負託を受けた市の議決機関として、今回の市民病院の民間

移譲につきましても、その手続に際しましては、その都度、必要かつ適正なる審議、議決を行ってきたところでございます。

今回、その上で、この件に関し、住民訴訟が提起されるに及び、住民訴訟が市民固有の権利であり、その行使については何ら妨げられるものではないということは言うまでもありません。しかし、以上の手続に関して、関与をしてきた武雄市議会としては、これまでの経過並びに今後の対応について、今回確認を行うものでございます。

議案の本文でございますけれども、

決議第1号

市民病院民間移譲に関する決議

武雄市議会は、市民病院の民間移譲に関し、本議会として行った一連の手続きにかかる経過、及び今後の対応に関し、以下のとおり確認する。

一．本議会の議決は、議会全体の統一した意思であり、たとえ議決と反対の意思を表明した議員であっても、その構成員である以上、成立した議決に従うべきものであること。

まず、この第1項につきましては、議会が行う議決の意義について、皆様方に御確認をするものでございます。

議会は市長などの執行機関に対して、憲法第93条で言います市の議事機関として、そしてまた、地方自治法の96条、意思決定機関として、この議会は存在をしておるわけであります。その議会の意思である議決は、議員個々の意思から独立したものであり、議会全体の統一した意思ということになっております。たとえ議決と反対した意見を表明した議員があつたとしても、その議会の構成員である以上、議決の宣告があつた日から成立した議決に従わなければならないわけであります。

決議文の2項、

二．先の市民病院の民間移譲にかかる一連の手続きに際しても、本議会としては、執行部から適宜説明を受け、また、十分なる議論を経て、適正に議決を行ったものであること。

この第2項につきましては、今回の移譲に際して、議会として行った諸手続が適正に行われてきたということの確認を皆様方にさせていただくものであります。つまり、移譲に関し、例えば、執行部から必要な情報提供、あるいは説明がなされなかったり、あるいは議事運営に瑕疵があつたとすれば、これは問題で、別でありますけれども、今回の武雄市議会としては、必要かつ十分な情報をもとに審議を行い、適正な議決を行ったものであることを確認するものであります。

そして、決議文の3項目でございます。

三. その上でなお、今般、住民訴訟が提起されるにおよび、本議会としては、その市民への影響等について勘案しつつ、全市民的な議論がなされることを期待するものであること。

ということで、この第3項につきましては、先ほどから繰り返しになりますけれども、住民訴訟につきましては、市民固有の権利でありまして、その行使について、何ら妨げられるものではないというのは、言うまでもございません。しかし、これまで述べたとおり、市の議事機関、あるいは意思決定機関である市議会としては、必要かつ十分な審議を経て、適正に議決を行ったものであり、その上で、なお、住民訴訟が提起されるについては、これまで議会において指摘をしてきた問題点、具体的に申しますと、訴訟費用の与える影響について、市民の皆さんに、我々議会として、きっちりとお伝えを今後していく責務があると考えております。

最後になりますけれども、この議会の期間中におきましても、この審議を、一般質問等をごらんになった市民の皆さんからは、「そがんとに血税ば使わじよかろうもん」とか「もっとほかに武雄が元気になるような政策にお金を使うべきではないか」とか、そういった意見が多々寄せられておるところでございます。その上で、ぜひこの本決議が契機となって、関係者、市民の皆さんにおかれましては、この問題の市民に与える影響、また、訴訟の継続の是非などについても、市民の皆さんに広く議論がなされることを期待するものであります。

以上、市民病院の民間移譲に関する決議についての趣旨説明といたします。

○議長（牟田勝浩君）

提出者に対する質疑を開始いたします。質疑はございませんか。24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

2点、まずお尋ねします。

議決そのものが尊重、そういうことについては、論をまたないですけど、この決議案をこういう形で出すことに、ちょっと私は気になる点があります。

その1つは、議会の議決そのものについてのことは、もう承知しておりますからおっしゃるとおりだと思います。ただ、問題は、結局、一遍議決したから永久にこれに従えというのは、考え方が違うと思うんですよ。要するに、それなら与党も野党も、あるいは政治だって変革するということは何もないわけですから、一遍決まったことは永久にそれが金科玉条といたしますか、そういうものであるということは違うわけですから、議会の論議というのは、それは時代の流れ、経過によっては、賛成があり、反対があり、同じ賛成したことであっても、反対しなきゃいかん場合もあるわけですよ。そういうことですから、それを拘束するとは言いませんけれども、いわゆる申し合わせ事項の中で、このことの問題については別です

よ、そういう気持ちがあるものですから、この文書ではいかがかという気がします。

もう1点は、適正な議決を行ったものだ。議決が不適切とは何も私たちも思っておりませんしね、それをあえて言うことはないんじゃないかという気がします。

それに関連して、住民訴訟は、一方では当然市民の権利であり、考え方だということを今述べられました、提案者はですね。述べられました。それはそれで、そういいながら、なおかつチラシも、要するに全市民的な論議が必要ということはわかりますよ。ですけれども、これはある時期に、私は非常に心外だったのは、その反対、賛成の考え方を述べることはいいことですが、議員団として、チラシを人にまかれとったという事実等もございます、終わった後ですね。私は、チラシを出したメンバーには入っていませんもんね。でも、議員団には違いない、議員には。そういうふうな形で、本当にもう粛々と堂々と受けて立って、そして、裁判は裁判で受けていいじゃないかですか。結局、私たちがやったことが正しいというならね、それは裁判できちんと評価されるべきですから、それをいわゆるこういう市民運動については、それはそれで私はいいいことだと思いますよ。ただ、影響として、それを訴訟費用がそれだけかかるために、ほかの市の行政ができんというのは、それはいっぱい市長もおっしゃいましたよ、そういうことは。ですけど、よう考えてみると、いわゆる本来は、訴訟費用を議決したのは、私は賛成しましたから、とりあえず予算が結果的に自分でわからんから、四千何百万というのは概算としての考え方として賛成しましたよ。ところが、現実問題として、それがあつたために、例えば、今緊急にせにやいかん病院の移譲の問題とかなんとか……

○議長（牟田勝浩君）

意見ではなくて、質疑をお願いいたします。

○24番（谷口攝久君）（続）

いや、困るということ、そういうことを言いたいための文書のような感じが私するわけです。だけど、現実問題として、私は訴訟費用は決まったら、とりあえずそういうのは予備費から、すぐ必要なものは対応していいわけですから、そして、不足したときにまた予算を組めばいいわけですから、こういうふうな論議の中で、その市民への影響等について、このことを私は言っているわけですよ。そういう表現はいかがかという気がいたします。

いずれにしても、これは質問ですから、

○議長（牟田勝浩君）

質問ではありません。質疑です。

○24番（谷口攝久君）（続）

提案者は提案者でいいですから、そういうその2点についてどうのお考えかをお聞きしたい。

○議長（牟田勝浩君）

吉川議員

○12番（吉川里已君）〔登壇〕

先ほど2項目めですね、本議会として、手続をちゃんと踏んできました。だから、あえて書く必要はないんじゃないかということでもありますけれども、このことについては、手続はきっちりとして踏んだわけなんですけれども、議会の構成員として可決された、そのことを守らない議員がいらっしゃるということで、ここはあえて書かせていただいております。

そしてまた、市民への影響等については、再三お話がっておりますように、4,400万円の予算を措置した。そして1,260万円ですか、今、執行しておるといふうなことで、こういった血税が、こういう裁判の経費に使われるということについては、やはり市民的な部分として、協議をしていく必要があるといふうなことで提出をさせていただいております。

そしてまた、この3年間、3年以上にわたって議会の皆さん、一般質問、あるいは総務委員会、そして、市民病院の問題調査特別委員会、これは黒岩委員長さん、本当にお世話になりました。一生懸命やっていたいただいた結果だといふうに思いますけれどもね。そしてまた、議案としても、きっちり出されてきた。それを私たちは審議をした。10時までかかってやったわけですね。そういったところで採決を最終的にした。それで決まったのが、武雄市の総意として可決をされたわけですので、そのことに対しては、政治的な思いの中での反対はいいですけども、それを行動に移すべきでない。それは議会の総意であるから、移すべきでないということを言いたいといふうに思います。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

討論の場じゃないですから、反論といふうに受けとめんで聞いてくださいね。

というのは、これは例えば、今、言葉に出てきていましたように、議会中に意思決定をしたなら、議会は、決まったことに従うべきで反対したといふうな表現でなさいました。これは書いてありますもんね。ですけども、訴訟当事者、例えば、一つの例として、ある政党の関係、政党は関係ないわけですけども、所属する議員さんが訴訟当事者であれば、それはそういう論議も一方では、それがいけないとは言いませんけれども、出るかわかりませんが、訴訟当事者じゃないわけですよ。（発言する者あり）そこらの問題とか、そういうものをやっぱり文書を書くときは頭に入れて書かにゃいかんとやなかろうかという気がしました。私も文書は適切にできませんけれども、そういう点の問題と、やはり先ほどの、いわゆる例えば、訴訟費用についてが、あと今四千何百万組んだことで、もう市民にもろに影響するとかいう表現とか、最高裁判所まで行ったときはこれだけかかるとかという答弁等があったけれどもね、最高裁判所まで行くかどうかの問題はわからんわけですから、

粛々として1回で済むかわからんわけですからね。

○議長（牟田勝浩君）

谷口議員さん、討論ではないんで、

○24番（谷口攝久君）（続）

いや、例えば、

○議長（牟田勝浩君）

質疑に移ってください。

○24番（谷口攝久君）（続）

いや、質疑ですよ。そういう説明をされたから、

○議長（牟田勝浩君）

今のは討論になりますので、

○24番（谷口攝久君）（続）

私言っているわけですよ。

○議長（牟田勝浩君）

はい、お願いします。

○24番（谷口攝久君）（続）

そういうことですから、その点についてはどう思いますか。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員（発言する者あり）

○12番（吉川里己君）〔登壇〕

はい、今、当事者じゃないじゃないかというふうなことでありますけれども、当事者と思われるような行動をされておる。さっきからも市長、一般質問の中でも言われておりましたけれども、その訴訟の記者会見の場に同席をされるとか、そういった行動はぜひ慎むべきだというふうに思います。

あくまでもこの意思決定については、議会が責任ば持たんばいかんとですね。そういった責任ある行動をしないと、やはりルールを守らないと、そういった信頼関係というのは、損なわれてしまう。そういったところがございます。そこがやはり議会制民主主義の一番の基本のところだと思いますので、20年、30年されている先輩議員さんたちには、このことは御理解をさせていただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

3回まで許されていますので、お尋ねしますけど、そしたら、今言われるように、ルールのお話をされますけれども、それじゃ、例えば、私が提案者にもしているんですけども、提

案者もメンバーの1人でしょう。議員団のメンバーの1人でしょうけど、私はいわゆる考え方としては、いろいろな考えを持っていますけれども、あるチラシをつくって、それをいわゆる影響等について勘案しつつ行動されたんでしょう、事前にですね。それが、あの武雄市議会議員団ということでしょうけれども、ああいうのを一方的にやりながら、こういう決議案をして、そういうふうなことをするというのはいかがかという気がするものですから、あえてお尋ねをしたわけです。

もういいです。

○議長（牟田勝浩君）

質疑ですか。そういうのを質疑じゃなくて討論と言うんですよ。だから、質疑をお願いします。今のは質疑ですか。

[24番「はい」]

質疑だったら答えを求めなきゃいけないんで。

[24番「答えを求めます」]

12番吉川議員

○12番（吉川里已君）〔登壇〕

先ほどチラシの話をされましたけれども、これはやはり議員としての（発言する者あり）活動の一環なんですね。それについて、何ら否定されるものではないです。

[24番「武雄市議会議員団と書いてあるよ、この資料に」]

議員団でしょうもん。議員団ですよ。（発言する者あり）（「我々は議員団ですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（牟田勝浩君）

ほかに質疑はございませんか。8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

先ほど、吉川議員から説明がございました。1、2に対してはそういうものだと私は思っております。3番目の、先ほど説明がありましたけれども、全市民的議論ということをもう少し詳しくお話ができたらと思いたしますが。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里已君）〔登壇〕

この9月議会も、きょうで閉会ということで、議会ではいろんな議論がこれまでなされてきたわけでありましてけれども、また12月議会まで時間があるわけですね。そういった意味からも、この血税を使う4,400万円の執行、予算が措置をされております。それを使うということに対しては、やはり全市民的な議論をしていただきたいというふうに思いますし、我々議員としても、そのことに対しては、市民の皆様にお知らせをしていく、議論をしていく責

務があるというふうに思います。そういうことでの3項目になっております。

○議長（牟田勝浩君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。決議第1号は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、決議第1号は所管の常任委員会付託を省略することに決定しました。

決議第1号に対する討論を求めます。

〔「反対」と呼ぶ者あり〕

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

この市民病院民間移譲に関する決議を読んで驚いたんですけれども、趣旨説明の中でも、この9月議会の中でも、いわば私、平野、江原議員が、あたかも当事者であるかの印象を一般質問でも、6月からずっと続いております。そういうことで、関係者、名前こそ書いてありませんけれども、従わない議員がおると。あなた方がもしこの文書に基づいて訴えたとしますよね、私と江原議員をね。通りませんよ、これは。本当にこの決議を本議会でやるということ自体が異常だと指摘せざるを得ません。

その異常さというのは、吉川議員が趣旨説明で言いましたけれども、今議会、これを確認すること自体が、日本国憲法だとか、住民自治法に基づく住民の権利、またこれを侵害するおそれがまずあると。

もう1つは、二元代表制を侵犯、侵すことにもつながりかねないと。いわば、執行部と意見は対等ですよ、同じ市民が選ぶわけですから。我々も選ばれて議会に来ているわけですから。そういうことを考えますと、憲法で言う基本的な人権、政治信条、思想、宗教の自由、政治活動の自由、政党支持の自由、あるいは結社の自由もありますよね。こういったことは、戦前、一切認められていなかったんですよ。だから、やっと新しい憲法ができて、基本的人権として、これは侵すべきじゃないということで憲法に定められた。それに基づいて住民自治法に定められて、住民の自治ということがどういうことで権利が保障されているのかと。それは否定できないからね、吉川議員も住民監査請求を起こし、却下され、その延長として住民訴訟を起す、このこと自体は否定しない。それは当然でしょう。監査請求、住民訴訟、あるいは直接請求権、議会傍聴権もそうですね。10項目ぐらいありますよ。それは憲法で定

められた基本的人権の具体化として、住民自治法に定められておるんですね。

この確認、決議を読んでいまして、私は思い出したことがあるんですけども、昭和11年、もう現存されている方は1人ぐらいおられますけれどもね、治安維持法に基づいて、武雄共産党事件というのが大々的に宣伝されるんですよ。（「あったあった」と呼ぶ者あり）県内でも39名逮捕されたんです。訴えられたのは3名。この前、最後の1人の人が亡くなりましたけれどもね、何を彼らがしてきたのかと。政治活動は一切していませんよ。いわゆる文芸雑誌アルト社というのをつくって、そして自分たちの文化活動をしてきた。そこには共産党員は1人もいません。読者もいません。しかし、そういう新興的な知識人、武雄町を中心に押さえ込むというのが昭和11年の事件でした。

こういった治安維持法というのは、国の変革を唱える者、あるいは文書を出す、そういったことを死刑にすると、とんでもない法律ですよ。世界の中でもこんなひどい法律はないと言われるぐらいの治安維持法ですよ。そういった弾圧の歴史の中で、日本の進歩的な運動というのが戦後発展していくわけですけども、そういった観点から見ましても、ここで言う、反対したから同調せいと。それに同調しないからけしからんというのは、憲法で言う政治活動の自由、この基本的人権を侵すおそれがあると。

あなた方が、例えば、私を訴えたとしても、これは通りませんよ。こういう文書というのは。それを議会で、まだ賛否はとられていませんけれども、これを通すこと自体が、私は武雄市議会の見識を疑われると。言論の府としての見識を疑われると思います。本当に独裁につながりかねないと。反対したから外での政治活動を一切するなということでしょう。しかし、それぞれ先ほど言いましたように、二元代表制ですから、それぞれ市民の意見、要求をもって議場に臨んでくるわけですね。

私たちの基本的な立場というのは――私たちというのは、私と江原議員ですけども、基本的な立場というのは、提案された議案が、本当に住民の利益にかなうのかと。市民の命と健康を守る上での提案の内容なのかどうなのか、それが最大の賛否の基準なんです。今度の9月議会でも11本議案が提案されていますけれども、ちょっと賛成し過ぎるかなと思うぐらい、3本だけです、反対したのはね。もう8割超えているわけでしょう。だから、すべてに反対しているわけじゃないですよ。今度の議案で言えば、11本の議案のうち3つだけですよ。反対、これも入れてですけどね。（発言する者あり）

そういうことを考えてみますと、この1番目に言われている構成員である以上、成立した議案に従うべきものであると。これは一般質問でも言いましたけれども、文書の配布だとか、あるいは街頭での演説だとか、あるいは集会所の演説だとか、そういったものは、自分の政治的立場を明確にして、この議案に対しては反対しましたという説明をするのが、有権者に対する責任であり義務だというふうに考えているんですよ。だから、構成員だから一切物言うなというのは、先ほどのを繰り返しますけれども、独裁につながりかねませんよ。

そういった意味では、これについては、1についても、これはむちゃだと。構成員だから全部従えというのは、もともと無理がある。

それから、2つ目で言う一連の手続。これは確かに何度も何度もここで論議してきましたよね。審議の時間が十分、不十分さはそれであったかもしれませんが、積極的にこっちも議案審議、討論に参加をしてきました。それでそのことをきちんとこういうことが論議されているというのを市民に伝えていく、文書で伝える、集会で訴える、こういうことを通じて、一昨年11月には、リコールまで進んでいったわけでしょう。もう記者会見に同席したというんなら、それは市長のほうが何十倍も多いでしょう、記者会見は。（発言する者あり）それはどちらも市民から選ばれた——政治家として言いますとね。だから、リコールのときにも結局私も記者会見に同席していますしね、そういった意味では、当事者として反対した理由をきちんと伝えていく、そういう責任と義務がある。

それと、もう1つは、全市民的議論がなされることを期待する。先ほど谷口議員から質疑がありましたけれども、参議院選挙さなかに武雄市議団、これは怪文書とまでは言いませんけどね、怪文書と言ってもいいような感じやけどな、連絡先も書いてないですよ。だから、民間移譲に賛成する議員の名前をずらっと書けばいいじゃないですか。連絡先もない。だれに連絡するのかと。しかも、6月23日に契約されていますよ、1,260万円という訴訟費用はね、弁護士委託料は。そして、まかれたのは7月の参議院選挙中ですよ。そういうことを考えますと、両方からいろんな意見があっただけじゃないですか。市民的に議論があっただけ、ただし、文書を出すからには、きちんと連絡先も書く、それは市民の意見を聞けばいいですよ。だから、そこには、すべての有権者、市民が民間移譲に賛成ということじゃないですよ。そういう反対の立場の人の意見を代表するのも私たちの仕事なんです。

そういった意味では、提起されている全市民的議論がなされることを期待する。双方がまた意見を交わせばいいんですけどね。そういった意味では、市長も一生懸命ブログに書いておられますので、随分たくさんの方が見ておられるんでしょう。だから、そういう意味では、ここで市民病院民間移譲に関する決議、特に私が大事だと思っているのは、第1は、重要だと思っているのは、構成員がすべて議決に従えと、これは政治的な立場を否定するものだと。したがって、先ほど言いましたように基本的な人権を侵害するおそれがあるという意味では、ここでの確認を求めるといえるのは、ある意味ではあんまりこういう言葉を使いたくないですけども、まさにナンセンスであり、独裁につながりかねないと、このことを強く指摘をして、反対の討論いたします。（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

ただいま平野議員の申されましたとおり、いろいろありますでしょう。私は賛成の立場

から討論をしたいと思います。

まず最初に、先ほど申されました議員のことについて、ここに「議員必携」というのがあるんですね。その中にちゃんと書いてあります。（発言する者あり）読みましょうか。（発言する者あり）

決定した議会の意思、議決は、もはや議員個々の意思から独立したものとなり、議会全体の統一した意思ということになる。たとえ、議決とは反対の意思を表明した議員があつたとしても、その議会の構成員である以上、議決の宣告があつたときから、成立した議決に従わなければならないことになると書いてあります。

そういう中で、いろんな考えはあるでしょう。しかし、（発言する者あり）ちょっといいですか。

○議長（牟田勝浩君）

はい。

○19番（山口昌宏君）（続）

ちょっととめてもらっていいですか。

○議長（牟田勝浩君）

暫時休憩ですか。（発言する者あり）

○19番（山口昌宏君）（続）

はい、ちょっと休憩。

○議長（牟田勝浩君）

暫時休憩します。

休 憩 11時4分

再 開 11時5分

○議長（牟田勝浩君）

再開します。続けてください。

○19番（山口昌宏君）（続）

ということで、要するに記者会見の場に行って、行く分については、いいとは言いかねます。しかし、そこで、質問に答えるなんていうのは、やっぱりこれに反するんじゃないか、この「議員必携」にですね。議員としての資質を私は問われるんじゃないか。

そもそも今回のこの議決については、問題は、武雄市民の血税をなぜここまで使わなければいけないかというのが、そもそもの問題だと思うわけです。それは諸般の事情はいろいろあるでしょう。かもわかりませんが、市民の血税を使うものについてはいかがなものか。

市長の立場としては、この訴状のことについて、いろいろ言うことはできないと質問の中で言われましたけれども、議員の立場としては、これは言っているのかどうか私もよくわか

りませんけれども、訴状の中を見ても、それに値するような訴状の中身ではないと思う。そういう観点から、今回のこの議決について賛成の立場から討論をいたします。議員の皆様方の賛成をよろしくお願いします。

○議長（牟田勝浩君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

決議第1号を採決いたします。本件は御異議がございますので、起立による採決を行います。

お諮りいたします。決議第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、決議第1号 市民病院民間移譲に関する決議は、原案のとおり可決されました。

日程第12 閉会中継続調査申出について

日程第12. 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長あてに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成22年9月武雄市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 11時8分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 牟田 勝 浩

〃 副議長 小池 一 哉

〃 議員 上野 淑 子

〃 議員 山崎 鉄 好

〃 議員 山口 昌 宏

会議録調製者 筒井 孝 一